

表 決 結 果

令和3年度第1回札幌市国民健康保険運営協議会の表決結果は、次のとおりである。

総数 13 表決数 13

令和3年8月30日

議案番号	議 件	表 決	
		可	否
議案第1号	令和2年度国民健康保険会計決算について	13	0

※ 質問等、別紙のとおり

議題第1号 令和2年度国民健康保険会計決算について

P.1 基金の取り崩しについて（1件）

- 表決は可とさせていただきましたが質問が1つございます。

令和3年度の総額16.1億円の取り崩しについてですが、この予定額の根拠がわかりません。昨年度の期中取り崩し額が10.1億円ですから、そこからコロナ禍の影響を受ける期間が今期は12ヶ月となるので計算したものなののでしょうか。

札幌市からの回答

国民健康保険支払準備基金を取り崩す理由は、「財源不足(赤字)のとき」「国保の運営に必要な場合で、予算に定めるとき」と条例で定めております。

この具体的な活用方針を、令和元年度の第1回国民健康保険運営協議会にて、下記のとおり決めました。

- ① 赤字に備え、約20億円程度は確保する。
- ② 20億円を超える額の活用（予算計上）
 - ・ 制度改正などによる予期せぬ負担増があった場合
 - ・ 喫緊かつ重要な国保の運営課題への取組が必要な場合
 - ・ 震災等のやむを得ない事情が発生した場合

基金はこの方針に則って活用しており、令和2年度は10.1億円を取り崩しました。

令和3年度は16.1億円の取り崩しを予定し、令和2年度第2回国民健康保険運営協議会にて承認されています。

なお、各年度の具体的な詳細については、下記のとおりです。

	取崩額	道財政安定化 基金への拠出	特定健診受診 勧奨事業	保険料所得割 の負担軽減	保険料減免 返還金	保険給付費 返還金
令和2年度	10.1億	2.6億	0.6億			6.9億
令和3年度	16.1億	5.3億	0.3億	10億	0.5億	

P.4 札幌市国民健康保険事業の重点取組について（2件）

- 新規に「適正服薬推進事業」が実施され、44%の被保険者が改善というのはいすばらしい効果だと思います。
 - ①これが「レセプト二次点検」の委託を民間事業者から国保連合会に変更に因るものなのか。
 - ②この変更は民間から公法人にする事で恐らく「委託費」削減になったのではないかと推測されますがそれらは今回の資料の中で触れられているのでしょうか。知識がない為、何度目を通して見ても見つけられません。

札幌市からの回答

①につきましては、レセプト二次点検とは別に、複数の医療機関から同じ薬効の薬や、多くの種類の薬の処方を受けている被保険者に対して、文書や電話により医療機関や薬局への相談をすすめる、適正服薬推進事業を新規に民間事業者へ委託して実施したことに伴い、服薬状況が改善されたものです。

②につきましては、今回の資料には掲載しておりませんが、令和2年度の「レセプト二次点検」の委託費につきましては、北海道が負担しており、札幌市の負担はありませんでした。

なお、令和元年度の民間事業者への委託費は4,541,184円で、北海道からの交付金により補填されております。

- 特定健康診査、特定保健指導はコロナの中で中止、変更等があったので、予定通りに実施出来なかったと理解します。予防事業は今後とも、受診勧奨推進が重要と考えます。

報告5 職員の不適切な事務処理に伴う国民健康保険事業における国交付金の一部返還について（2件）

- 札幌市は今日まで、病床数の多さ、入院受診率の高さ、低所得者の加入割合の高さ等で、国保の財政基盤が極めて厳しい中で、国保財政基盤強化対策として、高額医療費共同事業、保険財政共同安定事業の見直し、支援制度の継続等に努力をしてきましたが、今回、このような事案が、発生してしまいましたことは、市民の1人として、誠に残念ではありますが、報告に書いてありましたが、しっかりと検証につとめて、交付金も、返還金も、市民、国民の税金であることを、改めてしっかり受け止めて、再発防止に努めることを多くの市民も望んでいると思います。
 - 一方で、この国民健康保険事業は、このコロナの時代の中でもっとも重要な事業でありますので、市民、札幌市が一体となって推進することも大変重要と考えますので、自身も委員としてしっかりと取り組むことを強く思いました。

- 報告事項ではありますが、対面での委員会であれば、この報告事項の資料内容に多くの委員から質問や意見が頻出したのではないのでしょうか。報道機関への資料でするので、事実を経過的に記したものであるため、非常に抑えた文言になっていますが、市民目線で見るとよく理解できません。

「皆様の信頼を大きく損ねたこと」へのお詫びとなっていますが、この資料が、報道されることで、市民は初めて事実を知り、市政への信頼を損ねるわけですから、ここでのお詫びの対象とすることは実際に市民に与えた被害・損害に対してであると思います。

表面から読んでいくと、「交付金の一部返還」といっても、大した被害額ではないからこのような文言なのかと思っていたのですが、裏返して絶句いたしました。これだけの交付金の一部返還は大変なことなのではないのでしょうか。財源については検討中とありますが、どこかの予算を削ってとなるのでしょうか。

当該職員に関してですが、組織の問題として再発防に取り組むことは当たり前ですが、職員Aさんは、結局2017年度からこの取り組みを実施しておらず、2017年度分はそのための交付金申請を取り下げています。その時点で、なぜこれが問題とならなかったのかよく分かりません。

結局翌年から虚偽申請で交付金が不正に交付され、その返還が求められていることが問題となったわけですが、既にその前年度からの取り組みが放置されていたことこそが市民に与えた不利益ではないのでしょうか。そのことで受けるべきサービスを受けられなかった方がいたわけですから。

職員Aさんが「押し付けられた」仕事、しかも対象者への説明を「重責」と感じ居ていたことに、市民の一人としてやはりどうも理解が及びません。この職員に加重の負担がかかっていたとするなら、2017年に取り組みが放置されていたことが分かった時点で、組織としてはその理由を認識し、何らかの対策がなされているべきではなかったかとも思われます。あるいは、ここ数年は職員のストレスチェックや働き方改革による過重労働への対応も進んでおり、この職員Aさんも、そうした取り組みのどこかで、何等かの対応が必要な人材であることが認識されていれば、職務の放棄や虚偽申請にはいたらなかったのにも思います。

組織としてのマネジメントの対象を役職者としていますが、こうした問題が起こると常に組織としての脇の甘いところが見える化し、そこに手当をすることで乗り越える傾向が高いのですが、今回の件はやはりそれだけではないと思います。職員Aさんの個人的に仕事の姿勢や公務職についていることの影響力の大きさへの覚悟といったことも欠けていたのではと感じます。

対面の委員会が開催された時には、実際にどのような研修がおこなわれたのかについての報告をお聞かせください。

札幌市からの回答

本件の説明資料にわかりづらい点がありましたことについて、お詫び申し上げます。

2点のおたずねと研修の件について、お答えいたします。

交付金を返還するための財源については、ご質問の中にありました予算の節約を含め、保険料への影響が生じないように検討を行っているところであり、決定いたしました際には改めてご報告いたします。

また、2017年度の取組未実施がなぜ問題とならなかったのかのご指摘についてですが、保険者努力支援制度には数十の取組項目があり、実施するとしたものの中でも、関係機関との調整がつかないことなどにより、最終的に実施に至らないものもございます。本件の取り組みも、当時はその中のひとつと考えていたところですが、その後の組織による進捗管理が不十分だったと深く反省しております。

本件を受けて実施した研修についてですが、まずは7月1日に、今回の事案のマネジメント上の問題点を洗い出し、役職者はいつ何をすべきだったのかについて、管理監督者全員で学び直す研修を実施いたしました。また、7月16日から8月3日にかけては、部内の役職者以外の全職員に、職務懈怠や虚偽報告を防止する観点から、服務規律を徹底し、適切な事務処理を改めて確認するための研修を行ったところです。

今後につきましては、部の職員一人ひとり今回の事案を十分認識し、再発防止に努めてまいります。